

山形県二級水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「山形県二級水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、別表1に示す二級水系の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表の職にある者以外の者(学識経験者等)に対し、協議会に出席を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 別表1に示す二級水系の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

附則

本規約は、令和3年3月25日から施行する。

別表 1

山形県二級水系流域治水協議会 対象水系

番号	対象水系	関係市町
1	<small>がっこうがわ</small> 月光川	遊佐町
2	<small>にっこうがわ</small> 日向川	酒田市、遊佐町
3	<small>にいだがわ</small> 新井田川	酒田市
4	<small>さんぜがわ</small> 三瀬川	鶴岡市
5	<small>いらがわ</small> 五十川	鶴岡市
6	<small>あつみがわ</small> 温海川	鶴岡市
7	<small>しょうないおぐにがわ</small> 庄内小国川	鶴岡市
8	<small>ねずがせきがわ</small> 鼠ヶ関川	鶴岡市

計 8 水系

別表 2

山形県二級水系流域治水協議会 構成員

機 関 名	代 表 者
鶴岡市	市 長
酒田市	市 長
遊佐町	町 長
気象庁 山形地方气象台	次 長
林野庁 東北森林管理局 庄内森林管理署	庄内森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	所 長
森林整備センター 山形水源林整備事務所	
山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課	防災危機管理課長
山形県 農林水産部 農村整備課	農村整備課長
山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課	森林ノミクス推進課長
山形県 県土整備部 都市計画課	都市計画課長
山形県 県土整備部 下水道課	下水道課長
山形県 県土整備部 河川課	河川課長
山形県 県土整備部 砂防・災害対策課	砂防・災害対策課
山形県 県土整備部 建築住宅課	建築住宅課長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長